

令和7年10月30日
島根県農業協同組合

ＪＡしまね総合ポイントカード会員規約の改定について

「ＪＡしまね総合ポイントカード会員規約」の改定を行いますので、お知らせします。

1. 改定内容

- ・第9条(2)

- ①共有先名称から島根県農協電算センターを削除

- 変更後：「共有先名称：当ＪＡの子会社・関連会社、総合ポイント制度の提携先」

- 変更前：「共有先名称：当ＪＡの子会社・関連会社、島根県農協電算センター、総合ポイント制度の提携先」

- ②委託先名称を「株式会社 SacoS」へ変更

- 変更後：「委託先名称：株式会社 SacoS」

- 変更前：「委託先名称：一般社団法人島根県農協電算センター」

- ・第12条(3) 民法改正に対応するため、表現の変更

- 変更後：(1)、(2)により会員に何らかの損害が生じた場合であっても、故意、重過失又は法令違反による場合を除き、当ＪＡは一切の責任は負いません。

- 変更前：(1)、(2)により会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当ＪＡは一切の責任は負いません。

- ・第13条(2) 民法改正に対応するため、表現の変更

- 変更後：会員が希望する会員特典を当ＪＡおよび提携先が提供できない場合、当ＪＡおよび提携先は、故意、重過失又は法令違反による場合を除き、それに対する如何なる責任を負わないものとします。

- 変更前：会員が希望する会員特典を当ＪＡおよび提携先が提供できない場合、当ＪＡおよび提携先はそれに対する如何なる責任を負わないものとします。

2. 規約改定日

2025年11月1日

以上